

書 評

小島信泰著『近世浅草寺の寺法と構造』

(創文社、2008年3月)

高木 侃 (専修大学)

1 本書は、江戸を代表する天台宗の大寺である金龍山浅草寺の寺法と構造について、法制史の観点から論じたものである。素材としたものは浅草寺に残存する江戸時代後半の124年間(寛保4〈延享1〉年～慶応3年)という長期にわたる寺務日記である『浅草寺日記』(以下、『日記』とする)である。本書は著者の既発表論考16にからなり、その発表年次は1986年から2006年に及ぶ、実に20年余の歳月を費やした労作であり、近世の個別寺院の寺法に関する初のまとまった研究である。その構成は以下の通りである。

序 論

第1章 日本近世寺法研究序説

第2章 近世の浅草寺

本 論

第3章 近世仏教と法制史研究

第4章 寺法研究の論点

第5章 浅草寺の寺法体系試論

第6章 浅草寺の「一山体制」

第7章 別当代の就任過程

第8章 役者の就任過程

第9章 寺中住職の就任過程

第10章 幕府による寺院経済の統制

第11章 天台宗による末寺経済の統制

- 第12章 借金銀寺法
 第13章 『浅草寺日記』に記された寛政三年の僧侶刑罰法規
 第14章 僧侶刑罰と浅草寺の僧侶刑罰
 第15章 執行機関の僧侶刑罰に関する寺務
 結 論
 第16章 浅草寺の寺法研究と今後の課題

2 浅草寺は、江戸時代のはじめには幕府の祈願所に定められ、やがて幕府がその建立に関与した寛永寺の末寺に置かれるようになった寺院であった。寛永寺は天海が幕府の命により創建し、山号を東叡山といい、江戸の鬼門にあたり、江戸城鎮護と国家安穩長久を祈願したもので、寛永寺の末寺であることは、幕府や寛永寺との関係を明らかに知る必要があるが、浅草寺はいわゆる幕府の宗教統制という視点からは捉えきれない、複雑な寺内の諸機構や庶民との関係が存在し、こうした浅草寺の背景の事情を知るために可能な限りの史料を解説し、江戸の大寺としての位置と当時の寺法体系を明らかにしつつ、浅草寺の寺法について考究したのが本書といえる。

本書の内容としては、「序論」の「第2章」で近世浅草寺と寺法について概観してから、「本論」として「Ⅰ 近世寺法研究の沿革と論点」（3・4章）、「Ⅱ 浅草寺一山と寺法体系」（5・6章）、「Ⅲ 役僧と寺中住職の就任過程」（7・8・9章）、「Ⅳ 寺院経済の統制と借金銀寺法」（10・11・12章）、「Ⅴ 僧侶の処罰」（13・14・15章）の五編に分けて論じているが、これは近世浅草寺の寺法と構造に関する総論的な研究（Ⅰ～Ⅱ）および各論的な研究（Ⅲ～Ⅴ）になっている。「結論」では寺院法における浅草寺と寺法研究の今後の課題について考察している。なお、冒頭には、「序論」の「第1章」は著者が浅草寺の寺法について大方論じ終えた後に執筆したものであり、本書を含めた寺法研究の現状と展望について整理してある。

以下、項を分けて、その内容要旨を述べる。

3 「序論」第1章では、近世寺院は、中世寺院とは違って、幕府や藩という世俗権力の強い統制下に置かれたが、幕府より境内地の所持を認められ寺領

を宛行われることがあり、また世俗とは違った寺内の支配の必要もあつたことから、自ら寺法を定めて自治に当たつた事実注目した。ここでは、著者の研究を含めて、近世寺院と国家、社会との関係を論じたこれまでの研究を整理してから、浅草寺研究の現状を紹介し、近世の寺法研究のための序説としている。第2章では、当時の宗派、寺院が有する自治権を知るための一つのメルクマールである裁判権について論じてから、幕府と浅草寺の関係、本寺である寛永寺と浅草寺の関係、および当時の浅草寺の寺院構造を『日記』を中心とする近世史料に依拠して概観している。

4 「I 近世寺法研究の沿革と論点」の第3章では、戦後の近世仏教史、寺院史の学説史を整理して、今後の寺法研究に求められる課題について述べている。すなわち、戦後における近世史研究の展開に影響を受け、近世仏教史、寺院史研究においても、国家史や社会史の視角から幕府の仏教行政の実態を再考して、教団・寺院の形成過程や政治的・社会的役割を見直し、庶民の信仰や価値観に注目するといった進展があつた。寺法研究においてもこうした研究状況を踏まえ、幕府の仏教統制という視点からだけでなく、支配される宗派、寺院の側の視点に立つて、国家、社会、庶民との関係から見た寺法の実態について解明することが求められていることを論じ、さらに、中田薫、石井良助による近世寺院、寺領に関する研究を紹介して、法制史の観点からの寺院研究の現状を整理している。第4章では、牧健二の研究を中心に、近世寺法研究の前史として、中世寺法研究の沿革と論点を論じてから、近世寺法の基本的な論点および幕府法と寺法との関係について考察した。牧の研究はゲルマン法やカノン法を視野に入れた壮大な研究であるが、牧が論じた寺内の自治と寺法の発達は近世にも引き継がれたのかどうか問題となるが、それらは様々な角度から以下の各章で追究している。

5 「II 浅草寺一山と寺法体系」第5章では、いま考えられる近世寺法全体の体系を概観してから、浅草寺の寺法体系に関する試案を提示した。広義の寺法の立場からは、当時の寺法を「幕府寺法」、「宗派寺法」、「個別寺法」に分けることができるが、本書では「個別寺法」としての浅草寺の寺法に注目した。本章では、当時の浅草寺の境内配置や寺院機構について論じた後に、幕府が浅

草寺に宛てた法度および寛永寺が浅草寺に宛てた掟を紹介してから、浅草寺の寺法体系を構成する、(1)「一山機構法」、(2)「寺務執行法」、(3)「僧侶支配法」、(4)「寺中寺院運営法」、(5)「世俗関連法」という5部門とこれら各部門を編成する諸種の法領域を説明し、第6章では、近世の浅草寺一山が形成される過程を概観してから、浅草寺一山の構成員、執行機関とその寺務、寺中寺院という各項目に分けて、石井良助が世に問うた一山寺院の法的体制である「一山体制」の6つの性質が浅草寺にも見られることを実証している。そして、石井が論じたように、ドイツにおけるゲノッセンシャフトと日本近世の村や寺院が類似した法人であると言えるのなら、一山寺院の成立過程の究明は村の形成を考える上でも裨益する可能性があることも指摘している。

6 「Ⅲ 役僧と寺中住職の就任過程」第7章では、住職任命に関する「幕府寺法」を紹介してから、浅草寺の本坊伝法院の成立とこの伝法院に居住した浅草寺の別当代の就任過程につき、別当代の任命、「被仰渡書」の下付、本坊入院、別当代就任の届け出、別当代就任の通達の各項に分けて論じている。第8章では、一山内の選挙によって、寺中寺院住職から一山の執行機関である2名の役者が選ばれる過程を論じた。役者選出は、一山の衆徒、寺僧を合わせた寺中寺院全34カ寺による入札によって行われたが、被選挙権は衆徒12カ寺に限られていた。また、現任の役者は新任の役者選出の選挙には参加できなかった。本章では、役者自性院の就任過程につき、役者御免願の提出、役者選出の入札、役者の任命、役者の着任の各項に分けて論じた。さらに、「役者選出寺法」の運用に関する具体的な事例を分析して、寛永寺の末寺に置かれながらも、浅草寺が可能な限りその自立を維持しようとした歴史を明らかにしている。第9章では、日音院後住の就任過程につき、当住の隠居願、後住願、後住修善院の任命、その後の日音院・修善院の各項に分けて論じ、さらに、【後住任命一覧】を作成して、『日記』第1巻における後住任命に関するすべての記事を一覧にして、申渡日、出願者、当住と後住との関係などについて明らかにした。その結果、寺中寺院住職の任免権は寛永寺にあったが、後住選任には普通は当住の意向が優先され、当住の願い出がない場合は組合その他の浅草寺内の関係者の意向が尊重されていたことを明らかにし、寺中寺院住職任命という点におい

て、寛永寺は浅草寺を尊重した柔軟な支配を行っていたということをも明らかにしたのである。

7 「IV 寺院経済の統制と借金銀寺法」第10章では、幕府から寺領を拝領し様々な助成金を下賜され、しかも檀家制度を利用して檀家から金品を取奪することによって、身分的にも経済的にも安定していたはずの僧侶が、なぜ借金銀に苦しんだのかという問題を解明するために、幕府の寺院支配の変化を追い、幕府財政の窮乏が主たる原因となり、幕府は「幕府寺法」の改定・強化により、寺院経済の統制を厳しくしていった事実を明らかにした。第11章では、幕府の寺院支配の強化を背景として、天台宗が末寺経済を統制していった過程を追った。そのための前提として、天台宗の末寺関係の成立、寛永寺による浅草寺支配の沿革、浅草寺の寛永寺への上納金について論じてから、天台宗の「宗派寺法」による末寺経済の統制強化について解明し、第12章では、寺院の借金銀に関する幕府の寺院法度および寛永寺の掟を概観してから、浅草寺一山の借金銀寺法について論じ、浅草寺では、寺院建立または「訳相立候借金銀」で、役者が聞き届け裏印をし組合仲間が加印をした借金銀を「表借」呼び、それ以外の借金銀を「内借」と呼んで区別し、「表借」は「寺付」となって後住に引き継がれ、「内借」は「身付借金」となって後住引請にはならない定めであったことを明らかにした。その他、借金銀における寺院組合の役割や当時の裁判管轄の原則に反して浅草寺が借金銀出入を取り捌いた事実などにも論及している。

8 「V 僧侶の処罰」第13章では、『日記』に記されている寛政三年の僧侶刑罰法規が、幕府の「寺社方御仕置例書」の抜粋であることを実証し、「公事方御定書」に准ずる秘密法典といわれる「寺社方御仕置例書」が、抜粋された形とはいえなぜ寺院側の記録にあらわれたのかを考察した。さらに、寛永寺がこの「寺社方御仕置例書」の抜粋を示して末寺僧侶の統制を強化した理由に関する仮説を提示している。第14章では、幕府の僧侶刑罰法とそれによる僧侶処罰の事例、寛永寺の僧侶刑罰法とそれによる僧侶処罰の事例、および浅草寺の僧侶刑罰法とそれによる僧侶処罰の事例について論じ、幕府や本寺である寛永寺だけではなく浅草寺にも一定の範囲内での僧侶刑罰権を認めていた事実、お

よび浅草寺が僧侶に科した刑罰は軽微な自由刑と榮譽刑に限られていた事実を明らかにした。第15章では、幕府による浅草寺中僧侶の処罰に関する事例を通して、浅草寺の執行機関である別当代および役者が、一山の寺務執行の一環として幕府の僧侶処罰に関与した事実を明らかにし、僧侶処罰における幕府と浅草寺との関係について考察している。

9 「結論」第16章では、浅草寺の寺法研究の現在を説明した上で、寺法研究の立場から時代区分論および近世国家論について考察を加えている。さらに、今後の研究課題としていくつかの点を指摘している。

本書で論じていることは、幕府や寛永寺との関係に考慮を払いつつも、主に浅草寺内部を中心とする諸問題に限られている。それでもこれまであまり研究者の手が入ることのなかった多彩な寺院社会を再現しえたものとなった。別当代や役者が、幕府や寛永寺と寺中・末門との間に立って様々な文書の作成を行い、寺院支配のために采配を振るっている様子や、それら役僧の就任過程を通じて、寺院機構の形成過程や諸機能が見えてくる。借金銀寺法や僧侶刑罰法を知ることによって、寺院運営の実際を把握し、当時の寺院が抱える諸問題や一権力主体としての寺院の地位に加えて、取引法や身分制に及ぼした寺院の役割という新たな視点も見えてきた。今後は、幕府文書や教団史料をはじめ個々の寺院文書や自治体史料を博搜して、江戸時代の社会に開かれた寺院の役割を解明することや、幕府の寺院行政や本寺の末寺統制といった問題を支配される側の寺院の視点で解明することが課題であり、そのことは著者自身が最も意識していることでもあろう。さらに、各藩の寺院行政についても解明し、近世寺法全体の体系を構築することを目指してもらいたいと思う。

10 著者自身が書いておられるが、20年余ひたすら「私は禁欲的に『日記』の解説に集中した」とある(462頁)。本書が体系的な寺院法制研究を目標として、その体系化を希求するあまり、それがやや性急な面も否めない。例えば、第16章の時代区分論であるが、時代区分論といえば、石井良助の波動史観にふれ、何らかの修正・止揚がなされると期待されるが、内容的にいえば、実際は「近世と近代の連続性—寺法研究における一つの時代区分論—」とでもすべきではなかったろうか。その意味では、著者の禁欲的態度は本書にも貫かれる

べきだったと考える。とはいえ、本書が多年にわたる労作であることに相違ない。以上、書評にならず、内容紹介にとどまったことを著者と読者に対して、ご宥恕を願ひ、筆を擱く。